

奈良県教育委員会会議規則及び奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会会議規則及び奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する
規則

(奈良県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会会議規則(昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号
の二)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第十七条第一項ただし書中「秘密会とする」を「これを公開しない」に改める。

第四十二条第三項中「議事録は秘密会及び秘密会以外の会議について別個に作成し
」を「議事録には」に改め、同条第四項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第五
項に次のただし書を加える。

ただし、第十七条ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分に
ついては、この限りでない。

第四十二条の二を削る。

(奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第二条 奈良県教育委員会会議傍聴規則(昭和五十七年八月奈良県教育委員会規則第二
号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「秘密会の」を「会議を公開しない」に改め、同条中「秘密会を
開く」を「会議を公開しないこととする」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。